

平成 29 年 6 月 6 日

各 位

カントリークラブグリーンバレイ

カントリークラブグリーンバレイ  
会員入会促進キャンペーンの実施等についてのお知らせ

当クラブ運営につきまして、日ごろからご協力ご支援を賜り、誠に感謝申し上げます。

平成 29 年 6 月 6 日開催の理事会におきまして、クラブの活性化を目的として、名義書換料を預り保証金（預託金）で充当できる会員入会促進キャンペーンの実施、及び名義書換料等の改訂を決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 会員入会促進キャンペーンの実施

①キャンペーンの実施期間

平成 29 年 7 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日

②キャンペーンの内容

「名義書換料の預り保証金（預託金）充当制度の実施」

本制度は、名義書換料の支払において、譲り受けた会員権の「預り保証金（預託金）」額面より消費税分を除く名義書換料に充当できる制度です。

これにより、将来受け取る「預り保証金（預託金）」は減額されるものの、入会時の名義書換料のお支払負担を抑えることができます。

③対象会員権

個人正会員、個人平日会員、法人正会員、名誉シニア会員  
（特別法人会員のみ除く）

④名義書換料に充当できる預り保証金の上限額

	個人正会員	個人平日会員	法人正会員	名誉シニア会員
通常	300,000	150,000	600,000	150,000
相 続	150,000	75,000	-----	-----

※証券に記載されている預り保証金額面を超える金額を充当することはできません。

消費税は充当できませんので、入会者が負担することとなります。

(例)

預り保証金額面額 50 万円の会員権を取得し、個人正会員になる方が、名義書換料 30 万円を支払う際、預り保証金 50 万のうち 30 万円を前倒しで返還を受け、名義書換料の支払いに充当します。消費税については、別途、入会者にお支払いいただきます。なお、会員権は新たに発行しなおし、預り保証金の額面額は充当後の 20 万円となります。

## 2. 会則の改訂（名義書換料等の変更）

「名義書換料の預り保証金（預託金）充当制度」の実施に伴い、一部会則を改訂するとともに年会費及び名義書換料について消費税別の金額に改訂いたします。

※下線の箇所が改訂された箇所であります。

改 訂 後	改 訂 前																																																																								
<p>(預り保証金)</p> <p>第8条 預り保証金は会社が預り、会員が資格を得た日から10年間据え置き、当該会員が資格を喪失したとき（第11条1項（1）の場合を除く）所定の手続きにより返還する。</p> <p><u>2 会社は、別に定める年会費、諸料金について会員の未払いがあるときは、いつでも、預り保証金をもって当該未払分の弁済に充当することができる。</u></p> <p>3 会員は、会社の承諾を得ることなく、預り保証金の返還請求権を譲渡、質入れ、その他処分することができない。</p> <p>4 会社は第1項の規定にかかわらず、天災地変、経済情勢の著しい変化、その他理事会決議で必要と認めた場合、据置期間を延長することができる。</p> <p>5 預り保証金には利子は付けない。</p> <p>第24条 本会則は、平成29年6月6日から施行する。</p> <p>別 紙</p> <p>1 年会費（消費税別）</p> <p>1年間（4月1日～3月31日）の金額</p> <p>個人正会員 20,000円</p> <p>平日会員 10,000円</p> <p>法人会員 40,000円</p> <p>特別法人会員 200,000円(5人は半額)</p> <p>2 名義書換料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会員種別</th> <th></th> <th>金額(消費税別)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人正会員</td> <td>通常</td> <td>300,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>相続</td> <td>150,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人平日会員</td> <td>通常</td> <td>150,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>相続</td> <td>75,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人正会員</td> <td>通常</td> <td>600,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人内</td> <td>100,000</td> <td>※会則第10条に定める登録変更料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別法人会員</td> <td>通常</td> <td>3,000,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>1,500,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名誉シニア会員</td> <td>通常</td> <td>150,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>但し、「特別法人会員」は第4条2項の無記名法人会員</p>	会員種別		金額(消費税別)	備 考	個人正会員	通常	300,000		相続	150,000		個人平日会員	通常	150,000		相続	75,000		法人正会員	通常	600,000		法人内	100,000	※会則第10条に定める登録変更料	特別法人会員	通常	3,000,000		5人	1,500,000		名誉シニア会員	通常	150,000		<p>(預り保証金)</p> <p>第8条 預り保証金は会社が預り、会員が資格を得た日から10年間据え置き、当該会員が資格を喪失したとき（第11条1項（1）の場合を除く）所定の手続きにより返還する。但し、会社は、会員に別に定める年会費、諸料金の未払いがあるときは、これを控除して返還する。</p> <p>2 会員は、会社の承諾を得ることなく、預り保証金の返還請求権を譲渡、質入れ、その他処分することができない。</p> <p>3 会社は第1項の規定にかかわらず、天災地変、経済情勢の著しい変化、その他理事会決議で必要と認めた場合、据置期間を延長することができる。</p> <p>4 預り保証金には利子は付けない。</p> <p>第24条 本会則は、平成28年3月9日から施行する。</p> <p>別 紙</p> <p>1 年会費（消費税込）</p> <p>1年間（4月1日～3月31日）の金額</p> <p>個人正会員 21,600円</p> <p>平日会員 10,800円</p> <p>法人会員 43,200円</p> <p>特別法人会員 216,000円(5人は半額)</p> <p>2 名義書換料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会員種別</th> <th></th> <th>金額(消費税込)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人正会員</td> <td>通常</td> <td>300,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>相続</td> <td>150,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人平日会員</td> <td>通常</td> <td>150,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>相続</td> <td>75,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人正会員</td> <td>通常</td> <td>600,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人内</td> <td>100,000</td> <td>※会則第10条に定める登録変更料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別法人会員</td> <td>通常</td> <td>3,000,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>1,500,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名誉シニア会員</td> <td>通常</td> <td>150,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>但し、「特別法人会員」は第4条2項の無記名法人会員</p>	会員種別		金額(消費税込)	備 考	個人正会員	通常	300,000		相続	150,000		個人平日会員	通常	150,000		相続	75,000		法人正会員	通常	600,000		法人内	100,000	※会則第10条に定める登録変更料	特別法人会員	通常	3,000,000		5人	1,500,000		名誉シニア会員	通常	150,000	
会員種別		金額(消費税別)	備 考																																																																						
個人正会員	通常	300,000																																																																							
	相続	150,000																																																																							
個人平日会員	通常	150,000																																																																							
	相続	75,000																																																																							
法人正会員	通常	600,000																																																																							
	法人内	100,000	※会則第10条に定める登録変更料																																																																						
特別法人会員	通常	3,000,000																																																																							
	5人	1,500,000																																																																							
名誉シニア会員	通常	150,000																																																																							
会員種別		金額(消費税込)	備 考																																																																						
個人正会員	通常	300,000																																																																							
	相続	150,000																																																																							
個人平日会員	通常	150,000																																																																							
	相続	75,000																																																																							
法人正会員	通常	600,000																																																																							
	法人内	100,000	※会則第10条に定める登録変更料																																																																						
特別法人会員	通常	3,000,000																																																																							
	5人	1,500,000																																																																							
名誉シニア会員	通常	150,000																																																																							

<本件に関するお問い合わせ先>

カントリークラブグリーンバレイ 会員担当：森屋、近藤

TEL：0551-22-3131

以上